

公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範

2015年4月1日

規程第2号

本来、大学は、日本国憲法第23条に規定される学問の自由を享受する主体である。学問の自由には、学術研究の自由、研究成果発表の自由、及び教授の自由が内包されると考えられる。このような権利が大学に付与される所以は、何であろうか。いかなる外部からの圧力にも屈することなく、社会の発展と人類の幸福のために真理を探求し新たな知を創造していく点にこそ、大学の存在意義を見出すことができる。それゆえかかる権利が大学に付与されているというべきである。また、本学は、そのかなりの運営資源を神戸市民の経済的支援に負っている。よって、本学の研究活動は、神戸市の発展と神戸市民の幸福にも資するものでなければならない。

このような重い責務を負う本学の研究者は、自らが属する研究者コミュニティの厳格な批判と評価を受けなければならない。なぜなら、それに耐えうる知見のみが価値ある人類の共有財産となりうるからである。学術研究に携わる者は、正当かつ適切な方法によって学術研究を行い、その成果を公表する義務を負う。こうした基本的行動規範に違背する行為は、学術研究の信用を毀損するばかりでなく、学問に対する冒流行為、ひいては人類に対する背信行為であり、決して許されない。すなわち、学術研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用等が行われてはならないのであり、各研究者は、自己の研究の透明性を確保するとともに、説明責任を果たす義務を負う。

さらに、学術研究に携わる者は、正当かつ適切な形で、負託された研究資金を用いる義務を負う。前述のように、本学の研究資金は、神戸市民の支援に負うところが大きく、また、日本国及び日本国民の負託を受けた部分があることを忘れてはならない。このような基本認識に立ち、適正に研究費の執行を行うことは、本学研究者の基本的義務である。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。